

第11 県土整備部が所管する債権

1. 道路管理課 I : (橋銘板盗難事件に係る) 損害賠償金

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

14 款：諸収入—6 項：雑入—2 目：弁償金—2 節：損害賠償金

イ. 担当部署

県土整備部 道路管理課 道路管理係

ウ. 債権の発生原因と種類

民法第709条に基づく損害賠償請求権（私債権）

エ. 債権の内容

後述する橋銘板盗難事件に係る損害賠償金である。平成28年7月20日、近隣の住民から橋銘板が紛失している旨の通報が中之条土木事務所にあった。現場を確認したところ、管内で13箇所、44枚の橋銘板が盗難されていることを確認した。また、他の管内についても調査したところ、他に沼田土木事務所及び桐生土木事務所管内についても同様の盗難があった。群馬県内全体で12路線、31箇所、78枚（橋銘板及びトンネル銘板）の盗難の被害（被害額1129万1546円）にあったことが判明した。上記3つの土木事務所が所轄の警察署に被害届を提出した。

そうしたところ、2名の犯人が逮捕されたことが報道されたため、損害賠償を求める債務者を特定できたものである。2名とも、報道で公判期日がわかったので、傍聴して、弁護人に留置先を聞いて宛先を特定した。

このような経緯により発生した債権である。

オ. 時効期間

3年（旧民法第724条第1文）。ただし、後述のとおり免除を見込んで10年の履行延期の特約をしたことから、10年間経過後から3年間である（法240条第3項、地方自治法施行令第171条の6第1項、第171条の7第1項）。

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
11,291,546円	0円	0円	0円	11,291,546円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成28年度	11,291,546円	1件	2人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

< 調定の実施状況 >

財務会計システム上に損害賠償金の登録がされていなかったため、会計局審査課に相談した上で、前記1（ア）の歳入科目で調定を実施した。

< 調定・戻入の際の納期限の設定状況 >

調定する前に内容証明郵便により損害賠償金の請求を行った。内容証明郵便における期限は12月の月初から約1か月ということで12月26日と設定した。

その数日後の平成28年12月5日に調定した。財務規則に基づき、調定して納入通知書を発行した日の翌日から20日以内とするが、その日が祝日だったことから祝日明けの26日とした（内容証明郵便の記載と合わせた。）。

< 適時・適切に回収できない理由 >

債権額が多額であり、現時点では債務者に資力がなく、回収は見込めない。

エ. 不納欠損処理の状況

該当なし。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

< 債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況 >

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

< 情報システム等による管理運用状況 >

債権については財務会計システムで管理している。

< 担当者の権限分配の状況 >

道路管理係の係長が担当している。

イ. 債務者に関する情報の収集

< 債務者について収集・保管している情報 >

氏名、住所、電話番号、家族構成、所有不動産の有無、勤務地、年収

< 調査の方法と頻度 >

年に一度、資産状況等調書、生計状況等調書、所得課税証明書及び無資産証明書等の提出を求めている。

< 債務者との通信・面談 >

債務者との通信記録・面談記録はなかった。

ウ. 消滅時効の管理状況

< 起算点・時効期間の管理状況 >

後述のとおり10年後まで履行延期をしているため、消滅時効の起算点が開始していないこともあり、現時点では時効を特段意識していない。

< 中断措置の有無・方法 >

現時点では該当なし。

< 時効完成後の対応 >

該当なし。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア. 督促の実施状況

<実施方法・頻度>

平成29年1月4日に督促状を送っている。これも財務規則により指定期限を督促状発行の日の翌日から10日以内とした。顧問弁護士に相談し、訴訟しても回収は困難であることが見込まれたことから、履行期限の延期をした上で一定期間経過後に資力が回復しない場合は免除申請を促すという方針とした。

<督促状の記載>

不適切な記載・記載漏れは検出されなかった。

イ. 督促に応じない場合の措置

<強制執行等の実施状況>

該当なし。

<法が用意した手段の活用状況>

該当なし。

<任意的手段の活用方法>

顧問弁護士から、訴えを提起しても費用倒れとなることから、履行延期の上で免除申請を促す方針が妥当と助言された。

そのため、履行延期の申請をするよう求めた。2名の債務者のうち私選弁護人がついていた1名については、履行延期申請後、毎年資産状況調査を実施し、一定期間経過後も資力が回復していない場合には、債務免除を検討する旨伝えた。

他方で、もう1名の債務者については、国選弁護人の協力が得られなかったことから、留置施設及び接見禁止解除の連絡をお願いし、債務者本人に面会して履行延期申請に係る説明をした。

履行延期は、県土整備部の部長及び財政課長が決裁するが、その決裁により承認の手続をして、以後は10年間にわたり年1度毎年3月に前述の書面の提出を受けている。1名の債務者からは従前の弁護人から、もう1名の債務者には刑務所に対して催促して、所定の書面を入手した。刑務所が移管された場合は刑務所に事情を説明して移管先を聞いて特定した。

ウ. 財産調査の実施状況

<債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

前述の書面を徴求して把握している。

<債務者でない者への財産調査実施の有無>

該当なし。

エ. 債務者本人以外の者へのアプローチ

<連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況>

該当なし。

<債務者死亡後の相続人対応の実施状況>

該当なし。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア. 債権回収の困難性の判断方法

履行延期の判断のための基準として、日本司法支援センター（法テラス）の民事法律扶助の収入基準を参考とした。

イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

特に固定的な処理基準は存在せず、個別事案ごとに検討する。

ウ. 法が用意した制度の利用状況

前述のとおり履行延期の特約を利用した。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

該当なし。

(7) 指摘事項

該当なし。

(8) 意見

該当なし。

2. 道路管理課Ⅱ：建設工事請負契約に関する契約違約金・前払金余剰額に係る返還利息

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

1 4 款：諸収入—6 項：雑入—3 目：違約金及び延滞利息—1 節：違約金及び延滞金

1 4 款：諸収入—6 項：雑入—5 目：雑入—1 節：雑入

イ. 担当部署

県土整備部 道路管理課 工事事務係

桐生土木事務所

前橋土木事務所

ウ. 債権の発生原因と種類

建設工事請負契約（以下「契約」という。）及び建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）に基づく請求権（私債権）である。関係する規則として群馬県建設工事執行規程（契約及び約款の定めがある。）がある。

エ. 債権の内容

< 桐生土木事務所所管の債権 >

契約を締結し、受注者からの請求を受けて請負金額の4割の前払金を支払っている。受注者の事務所に、弁護士による破産手続開始の告示がされ、工事続行不能届を受けた。理由は「破産手続開始申し立てのため」と記載されている。そのため解除の通知をした（約款44条1項5号「受注者の責により工事の完成が不能」に該当するため）。破産管財人から破産手続開始決定の翌月に破産手続開始決定書が届いたため、破産管財人との間で出来高の確認をして出来高確認書を取り交わした。前払金と出来高との差額については、保証事業会社に対して請求し回収済みである。前記の契約の解除に伴い、請負金額の1割の違

約金が発生することになり、これが本債権である。

＜前橋土木事務所所管の債権＞

N T T の電柱移設の必要があり、繰越を見越して 2 月に契約を締結した。4 月上旬に経営事項審査の更新がなされていないと、建設企画課から連絡があった。再三にわたり工事着手について協議を行い、現場代理人を代表自らが行き、下請会社を探し工事を仕上げるとの意向であったが、12月7日に1回目の不渡りを出したと県税事務所から連絡を受けた。同日、受注者から事業継続が不能である旨を聴取し、工事続行不能届の提出を受けた。業者に対して約款44条1項5号に基づく解除通知を送付した。保証会社立ち会いの下、出来高の確認を行い、出来高がゼロという出来高確認書を取り交わした。なお、前払金については全額を保証事業会社に対して請求する。解除による違約金については請負金額の10%である。前払金の返還利息については保証事業会社から支払を受ける日によるので、回収してから、3万3791円とした。本債権は、このような経緯により発生する債権である。

オ. 時効期間

3年（旧民法第170条第2号）。請負人の工事に関する債権には請負人が発注者に対して有する債権のみならず、発注者が請負人に対して有する債権も含まれるとの見解に立ったものである。

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

＜違約金＞

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
916,829円	0円	0円	547,229円	369,600円

注) 不納欠損額は全て桐生土木事務所所管の債権についてであり、約54万円のうち約42万円が違約金であり、残りの約12万円が返還利息である。収入未済額（平成29年度末）欄の金額が前橋土木事務所所管の違約金である。

＜雑入＞

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
33,791円	0円	0円	0円	33,791円

注) 全て前橋土木事務所所管の返還利息である。

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

＜違約金＞

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成24年度	369,600円	1件	1人

＜雑入＞

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成24年度	33,791円	1件	1人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

< 調定の実施状況、納期限の設定状況 >

桐生土木事務所では、前記の債権の発生後に調定している。納期限については、調定・納入通知書発行の日の翌日から起算して20日の日としている。

前橋土木事務所では、違約金については解除通知の後に調定した。納期限は調定から20日間とした。返還利息は、保証事業会社から前払金を回収した後で調定した。納期限は調定してから20日とした。

エ. 不納欠損処理の状況

桐生土木事務所の債権については不納欠損処理がある。議会の議決を経て債権の放棄をした。

年度	金額	不納欠損の理由
平成29年度	547,229円	裁判所の破産手続廃止決定、法人格消滅

不納欠損の時期に関しては、不適切な事例はあり。債務者の破産手続が異時廃止決定を受けたことを官報により認識していながら、消滅時効期間の経過を待っていた。また、時効の期間は本来3年であるものを10年と誤っていた。その結果、不納欠損処理をしたのは異時廃止決定から約10年もの期間が経過してからになったものである。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

< 債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況 >

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

< 情報システム等による管理運用状況 >

財務会計システムで管理を行っている。

< 担当者等の権限分配の状況 >

桐生土木事務所では、繰越調定のとくに、所長が決裁するが、日常的には担当者が債権管理に携わっている。前橋土木事務所では、工事事務担当者等が管理し、請求も行う。チェックを担当する特定の人員はいない。権限分配への配慮としては、情報の共有があるのみ。

イ. 債務者に関する情報の収集

< 債務者について収集・保管している情報 >

法人：名称、所在地、電話番号、代表者の氏名、代表者の住所

< 調査の方法と頻度 >

桐生土木事務所では、法務局で法人の登記事項証明書を取得している。なお、受注者は建設業法による許可を得ている業者に限られ、通常は法人しかない。前橋土木事務所では、毎年登記事項証明書を取得している。毎年監査委員の監査があるため、提示する必要もある。

<債務者との通信・面談>

桐生土木事務所では作成していない。前橋土木事務所でも、原則作成しないが、倒産した業者についてのみ特別に作成することがあるとのこと。

ウ．消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

桐生土木事務所では、独立項目としての管理はしていない。前橋土木事務所では、何年のものがどれだけ残っているかは毎年調定するので把握できるとのこと。

<中断措置の有無・方法>

該当なし。

<時効完成後の対応>

該当なし。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア．督促の実施状況

<実施方法・頻度>

桐生土木事務所では、納入通知後に督促状を出している。その後、電話による督促を行ったが回収に繋がらなかった。

前橋土木事務所では、違約金も返還利息も督促している。発送する日から10日を指定期限としている。その後については、督促して半年後くらいに3回面談したのみ。その後平成30年までなし（本債権は平成24年に発生している。）。平成30年9月に催告書を出し、代表者の配偶者から近況を聞き取ったが、回収には繋がらなかった。

<延滞金等>

該当なし。

<督促状の記載>

督促状には、行政不服申立の教示文は記載していない。

イ．督促に応じない場合の措置

<強制執行等の実施状況>

該当なし。

<法が用意した手段の活用状況>

債務者の破産手続では債権調査を留保していたため債権届出はしていない。集会期日は桐生環境森林事務所が出席しており情報を得ていた。集会報告書を入手はしていた。

<任意的手段の活用方法>

該当なし。

ウ．財産調査の実施状況

<債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

該当なし。

<債務者でない者への財産調査実施の有無>

該当なし。

エ. 債務者本人以外の者へのアプローチ

＜連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況＞

該当なし。

＜債務者死亡後の相続人対応の実施状況＞

該当なし。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア. 債権回収の困難性の判断方法

特に判断基準などは設けていない。

イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

特に一般的な処理方針は決めていない。

＜法が用意した制度の利用状況＞

該当なし。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

該当なし。

(7) 指摘事項

ア. 【契約書の保存（指摘事項13）】

＜結論＞

債権の発生原因となる契約の根拠資料を債権が未回収であったにも関わらず破棄しているが保存しておくべきであること（桐生土木事務所）。

＜理由＞

契約書について、工事の精算後の翌年度に保存文書として登録後、保存期間が満了（補助事業5年、単独事業3年）した段階で破棄したとのことである。債権の発生原因となる契約の根拠資料については未回収であればなおさら保存すべきものであり、破棄してよいものではない。

イ. 【不納欠損処理の不適切な事務（指摘事項14）】

＜結論＞

法人である債務者について、回収可能性がないことが明らかな類型である破産手続廃止の根拠資料を入手していたのであれば、適時・適切に不納欠損処理をすべきである（桐生土木事務所）。

＜理由＞

法人である受注者の破産手続について異時廃止決定となったことを認識していながら、異時廃止の意味内容を破産手続がなかったことになると誤解して時効期間の経過を約10年間待っていた。それに加えて、その時効期間も本来は3年間であったがこれも誤解していた。破産手続終結の場合と異なり、異時廃止の場合は、債権放棄に議会の議決は不要であるとの明文の規定はないため、議会の議決を得ているが、回収可能性がないことが明らかな点では破産手続終結の場合と異ならないので、議会の議決が不要な場合として条例等で定められることが望ましい類型と言える。

(8) 意見

ア.【出来高を判断する職員と債権管理担当の職員との情報を共有すべきであること（意見73）】

<結論>

打合書記載の情報等、出来高を判断する職員と債権管理担当の職員との情報を共有すべきである（前橋土木事務所）。

<理由>

債権回収の段階に入った際に、債務者となる受注者が工事続行不能となる前の打合書等の情報を、債権管理を担当する事務担当は関知していない。債権回収の一つの情報として、情報の共有を図るのが有益である。

イ.【不納欠損処理に向けて情報収集すべきであること（意見74）】

<結論>

不納欠損処理に向けて情報収集すべきである（前橋土木事務所）。

<理由>

現在未収の債権は、督促して半年後くらいに3回面談したのみで、発生が平成24年であるにもかかわらず進展なく、平成30年9月に至って催告書を出して、同月代表者の配偶者から現在の状況を聴取したとのことである。債務者である法人の事業が廃止されている状況、財産の状況等の情報を収集して、不納欠損処理に向けて動くべきである。

3. 道路管理課Ⅲ：道路占用料

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

8款：使用料・手数料—1項：使用料—9目：県土整備使用料—3節：道路管理関係使用料

イ. 担当部署

県土整備部 道路管理課 工事事務係、高崎土木事務所

ウ. 債権の発生原因と種類

道路法第39条及び電線共同溝の整備等に関する特別措置法第10条、第11条1項又は第12条1項を受けて制定された群馬県道路占用料徴収条例に基づいて発生した債権であり、強制徴収公債権である（道路法第73条3項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法第25条）。

エ. 債権の内容

道路法第39条に基づき、同法第32条第1項又は第3項の規定による道路の占有（電線共同溝に係る占有にあつては電線共同溝の整備等に関する特別措置法第10条、第11条1項又は第12条1項に規定する電線共同溝の占有。）の許可を受け、道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する者から徴収する占用料である。

オ. 時効期間

5年（道路法第73条第5項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法第25条）。

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
47,318円	195,352,729円	195,373,708円	4,171円	22,168円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成25年度	6,146円	2件	2人
平成26年度	5,500円	1件	1人
平成27年度	3,850円	1件	1人
平成28年度	4,301円	3件	3人
平成29年度	2,371円	2件	2人
合計	22,168円	9件	9人

このうち、監査対象としたのは、高崎土木事務所の管理にかかる以下の債権（合計4件、合計1万8246円）である。

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成25年度	5,046円	1件	1人
平成26年度	5,500円	1件	1人
平成27年度	3,850円	1件	1人
平成28年度	3,850円	1件	1人
合計	18,246円	4件	4人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

<調定の実施状況>

年度途中で占用の許可申請がなされ、それに対する占用許可処分を行う際には、同許可処分と同時に占用料の調定を実施している。

許可の期間が翌年度以降にわたる場合には、翌年度以降の占用料については、同年度の4月初旬に調定を行っている。

過年度分の未納付の占用料についても、毎年度、4月初旬に繰越調定を実施している。

<調定・戻入の際の納期限の設定状況>

調定と同時に納入通知書を作成し、債務者に発送している。納期限は、財務規則に従い、発行の日の翌日から20日以内と定めている（財務規則第44条第3項）。

ただし、条例により、占用等の期間が翌年度以降にわたる場合の翌年度以降の占用料については、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものと定められているため（財務規則第44条3項、群馬県道路占用料徴収条例第3条1項）、調定の日の翌日から20日後が5月1日以降となる場合でも、納期

限は4月30日と設定している。

＜適時・適切に回収できない理由＞

適時・適切に回収できない債権について、適時・適切に回収できない理由としては、以下のようなものがある。

【自然人について】

- ・債務者本人の死亡。相続人の所在不明。
- ・債務者本人の所在不明。

【法人について】

- ・破産手続の開始。

＜納入通知における行政不服申立の教示の有無＞

許可処分を行う際に、許可条件として占用料を示すとともに、行政不服申立の教示を行っている。そのため、納入通知に改めて行政不服申立の教示文を入れるなどの対応は行っていない。

エ. 不納欠損について

平成29年度中に、1件、4171円を、不納欠損として処理している。不納欠損処理をした理由は、消滅時効の完成による。不納欠損の対象となる債権の数は多くないため、消滅時効期間が経過した債権について、随時、不納欠損処理を行っている。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

＜債権管理簿・債権現在額報告書の整備方法＞

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

＜情報システム等による管理運用状況＞

債務者ごとに「催告整理票」を作成するとともに、財務会計システムに登録して管理をしている。

＜担当者等の権限配分の状況＞

各債権の実質的な管理は、各土木事務所において行われている。各土木事務所では、出納員である総務係長の監督のもと、各土木事務所施設管理係が、債務者への直接の連絡等の事務を行っている。

イ. 債務者に関する情報の収集

＜債務者について収集・保管している情報＞

自然人に関しては、氏名、住所、電話番号、職業といった情報を、収集・保管している。法人の場合には、名称、所在地、電話番号、代表者の住所・氏名を把握し保管している。

＜調査の方法と頻度＞

直接の訪問や電話による債務者からの聴取、郵便物による照会、住民票の取

得等により、調査している。調査の頻度は年1回程度である。

<債務者との通信・面談>

担当部署にて「催告整理票」を作成し、債務者との通信・面談結果を記録している。

ウ．消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

当初調定にて定められた納期限までに支払われなかった場合には、当該納期限から20日以内に、指定期限を発布日の10日後とする督促状を発布している。そして、督促状に記載した指定期限を財務会計システムによって管理することにより、消滅時効の起算点・期間を管理している。

<中断措置の有無・方法>

未納が確認された時点で電話、文書等により納入指導を行う。また、過年度債権がある未納者に対しては、現況を調査の上、時効完成時期に注意しながら、分割納入を促すなど、時効中断に努めている。

<時効完成後の対応>

消滅時効期間が経過した場合には、随時、担当部署内での決裁後、不納欠損処理を行っている。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア．督促の実施状況

<実施方法・頻度>

調定時に定めた期限までに支払われない場合には、当初納期限から20日以内に、督促を実施している。

<延滞金等>

延滞金等に関する条例がないため、延滞金等は発生していない。

<督促状の記載>

督促状には、行政不服申立の教示文は記載していない。

イ．督促に応じない場合の措置

<滞納処分の実施状況>

滞納処分をした例はない。

<法が用意した手段の活用状況>

履行期限の繰上徴収等、法が用意した手段を活用したことはない。

<任意的手段の活用方法>

債務者の自宅を訪問するなどしている。

ウ．財産調査の実施状況

<債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

口頭による確認ができる人については口頭で確認している。債務者の住所地の全部事項証明書を取得することもある。

<債務者でない者への財産調査実施の有無>

特に、調査は実施していない。

エ. 債務者本人以外の者へのアプローチ

<連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況>

占有許可の対象者は、1つの許可につき必ずしも1名とは限らないため（例えば、共有名義の建物の日除けのための占有許可の場合には、共有名義人全員が許可の名宛人となり、占有料の支払義務を負う債務者も共有名義人全員となることもある）、複数当事者対応の実施が必要となることもあるが、監査対象とした年度の債権に関しては、該当はなかった。

また、強制徴収公債権であるという性質上、連帯保証人を付すことは予定されていない。

<債務者死亡後の相続人対応の実施状況>

債務者が死亡した場合には、当該債務者の除籍謄本等を取得し、相続人の調査を行っている。

なお、監査対象とした債権は、債務者が死亡した例であったが、当該債務者の出生から死亡までの全ての戸籍謄本等は取得されていなかった。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア. 債権回収の困難性の判断方法

適時・適切に債務の弁済がなされない件数は少ないため、特段、方針や基準は設けていない。個別具体的に判断を行っている。

イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

個別具体的に処理方針を検討している。

ウ. 法が用意した制度の利用状況

利用したことはない。

(6) 過年度の群馬包括外部監査結果への対応

該当なし。

(7) 指摘事項

該当なし。

(8) 意見

ア. 【債務者本人死亡の場合の相続人の調査について（意見75）】

<結論>

債務者本人が死亡した場合には、債務者本人の出生から死亡までの戸籍を取得するなどして相続人の調査を尽くすべきである。

<理由>

債務者本人が死亡した場合の相続人の調査として、債務者本人の出生から死亡までの全ての戸籍謄本を取得するといった作業は行われていなかった。

例えば、監査対象とした債権である債務者死亡の例については、同人の除籍謄本及び同人が昭和38年に婚姻した際に改製された改製原戸籍は取得されていたが、それ以前の改製原戸籍等は取得されていなかった。これでは、当該債務者が出生してから昭和38年までの間に子をもうけるなどしたことがあったかどうかを確認することはできない。

戸籍は、結婚、離婚、転籍、戸籍の電子化、戸籍法の改正等、様々な理由によって改製されるものである。

そのため、死亡時点の債務者の除籍謄本及びその一つ前の改製原戸籍を取得しただけでは、相続人の調査としては不十分である。

したがって、債務者本人が死亡した場合には、債務者本人の出生から死亡までの戸籍を取得するなどして、相続人の調査を尽くすべきである。

イ. 【債務者本人死亡の場合の相続放棄の有無について（意見76）】

<結論>

債務者本人が死亡し、その後、約3か月が経過した時点で、相続放棄の有無の照会をするなど、相続放棄の有無を確認すべきである。

<理由>

債務者本人の死亡後、その法定相続人である子の所在が不明のため、未納が継続しているというケースがあった。死亡した当該債務者には、占用料債務以外にも債務がある可能性があり、担当部署において把握している相続人が相続放棄の手続を取っていることも予想されたが、担当部署にて、当該債務者について相続放棄の申述を行った者がいるかどうかの確認はなされていなかった。

被相続人の債権者等の利害関係人であれば、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に対し、相続放棄や限定承認の申述の有無を照会することが可能である。相続放棄申述受理証明書の申請には、相続人1人につき150円の申請費用がかかるが、申述の有無の照会だけであれば、手数料は無料である。

今後、債務者本人が死亡し、その後約3か月が経過した場合にはその時点で相続放棄の有無を確認するなどして、調査を尽くすべきである。

4. 道路整備課：建設工事請負契約に関する契約違約金・前払金余剰額に係る返還利息

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

14款：諸収入—6項：雑入—3目：違約金及び延滞利息—1節：違約金及び延滞利息

14款：諸収入—6項：雑入—5目：雑入—1節：雑入

イ. 担当部署

県土整備部 道路整備課 工事事務係

八ッ場ダム水源地域対策事務所

ウ. 債権の発生原因と種類

建設工事請負契約（以下「契約」という。）及び建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）に基づく契約違約金等支払請求権である（私債権）。参照法令として以下のものがある。

- ・群馬県建設工事執行規程（契約及び約款の定めがある。）
- ・政府契約の支払遅延防止等に関する法律（以下「支払遅延防止法」という。）

・政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（以下「告示」という。）

エ．債権の内容

<返還利息について>

契約が約款第44条1項により解除された場合、前払金額から出来高部分に相応する請負代金額を控除してもなお余剰があるときは、その余剰金に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項に基づき定められた率である3.4%（告示により、平成29年4月1日から年2.7%と定められている。）の割合で計算した額の利息を付した額を発注者である群馬県に返還しなければならない（約款第47条3項）。受注者が前払金余剰金を請求する場合、受注者が保証事業会社（本件では東日本建設業保証株式会社）との間で公共工事の前払金保証事業に関する法律2条5項に定められている保証契約を締結することが要件となっているため、前払金余剰額自体は保証事業会社に請求することにより回収できるが、前述の利息については保証の対象外のため、未収金として残されたものである。

<契約違約金について>

契約が約款第44条第1項によって解除された場合、受注者は請負代金の10分の1に相当する額を違約金として支払わなければならない（約款第44条2項）。これが未収金として残されたものである。

具体的な発生経緯は以下のとおりである。

本債権は、約款第44条1項第2号の「その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにならないと認められるとき」の解除に伴うものである。

この解除の前提として、自己破産の手続を開始することを理由とする工事続行不能届が受注者から出された。

上記届出後に解除通知をし、受注者から解除通知受領書の提出を受けた。現地を確認した上で、精算設計書を作成して、精算のための出来高部分を検査した。出来高確認書を取り交わして、請負代金、前払金額、出来高の金額を確認する。これは保証事業会社も確認した。

その上で、契約違約金とともに、返還利息の金額を調定する。調定の添付資料で、「請負代金の清算について」の書面（請負代金、前払い金、出来高がわかり、返還利息はこれらを計算すればわかるもの）があり、これを受注者に発送した。

調定により、保証会社に対する前払金返還金、前払金余剰額返還利息（返還予定日を決めるので金額が確定する。）、違約金が確定し、それぞれ納入通知を出した。

本債権は、このような経緯により発生した債権である。

オ．時効期間

担当部署では3年（旧民法第170条第2号）としている。請負人の工事に

関する債権には請負人が発注者に対して有する債権のみならず、発注者が請負人に対して有する債権も含まれるとの見解に立ったものとして認められる。

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

< 返還利息 >

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
7,319 円	0 円	0 円	7,319 円	0 円

注) 内訳 (債務者は同じ)

- ・ 八ッ場ダム水源地域対策事務所 2,977 円
- ・ 太田土木事務所 4,342 円

< 契約違約金について >

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
704,550 円	0 円	0 円	704,550 円	0 円

注) 内訳 (債務者は同じ)

- ・ 八ッ場ダム水源地域対策事務所 373,800 円
- ・ 太田土木事務所 330,750 円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

平成29年度末時点の収入未済額はないとのことである。

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

< 調定の実施状況 >

前述のとおり経緯により発生する債権であり調定はその都度実施している。

< 調定・戻入の際の納期限の設定状況 >

納期限は納入通知書発行の翌日から起算して20日以内の日と定めている。

< 適時・適切に回収できない理由 >

回収できない理由は、債務者が破産したからである。破産手続開始通知書が裁判所から届いたことから、違約金及び返還利息についての債権届出書を提出した。その数か月後に、破産管財人に状況を電話で聞いて、異時廃止証明書をFAX送信してもらった。平成20年12月のことである。

その後すぐに不納欠損処理せず、繰越調定を繰り返して、平成30年2月に議案(時効期間3年を経過して回収の見込みがないとして権利放棄するというもの)を作成して、3月に議決した。

このように至ったのは、当初、民法第167条第1項(当時)に基づき、時効期間は10年であり、10年経過しないと不納欠損処理できないと考えていたからである。その後、平成28年に弁護士への法律相談を実施し、再検討を行った結果、民法第170条第2項に基づき、時効期間を3年と考え直した。

< 納入通知 >

私債権であり不服申立ての教示は不要である。

エ. 不納欠損の状況

< 返還利息 >

年度	金額	不納欠損の理由
平成29年度	7,319円	請負業者倒産による債権回収不能のため

< 契約違約金 >

年度	金額	不納欠損の理由
平成29年度	704,550円	請負業者倒産による債権回収不能のため

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

< 債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況 >

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

< 情報システム等による管理運用状況 >

財務会計システムに登録して、毎年度、債権の未納状況を管理している。

< 担当者の権限分配の状況 >

事務所の会計担当者が1名いる。会計局から年度末に通知が出され、財務会計システムで繰越調定をしているので、この記録（調定・収納状況）を確認すれば債権の情報が出てくる。

イ. 債務者に関する情報の収集

< 債務者について収集・保管している情報 >

法人の名称、所在地、電話番号、代表者の氏名、代表者の住所（法人の登記情報に掲載されている限りの情報）なお、債務者は法人のみである。

< 調査の方法と頻度 >

年に1度、法務局で法人の履歴事項証明書を取得し、変更の有無を調査している。債務者から知らされない限りは不明のままである。受注者は入札参加資格がある業者であり、変更があれば県に届出義務があり、届出があればシステム上反映される。しかし、これは通常の場合であり回収が困難と見込まれる事態となった場合、強制的な財産調査の権限もなく、裁判所の破産手続の状況を確認するに留まっている。

< 債務者との通信・面談 >

新しく追加する事項が生じた場合に追加するが、記載する事項がない場合は、特に記録していない。

ウ. 消滅時効の管理状況

< 起算点・時効期間の管理状況 >

未納の状況自体は財務会計システムで確認できるが、時効期間が10年間であるという認識であった。

< 中断措置の有無・方法 >

事例自体なし。

<時効完成後の対応>

前述のとおり、法の解釈・適用に違いがあった。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア. 督促の実施状況

<実施方法・頻度>

納入通知書の納期限から20日以内に督促を出す。督促状発行日の翌日から起算して10日以内を指定期限としている。本債権は債務者の破産申立てが判明した前述の債権のみであり、経過は前述のとおりである。

<延滞金等>

該当なし。

<督促状の記載>

私債権なので不服申立ての教示は不要である。

イ. 督促に応じない場合の措置

<強制執行等の実施状況>

該当なし。

<法が用意した手段の活用状況>

前述のとおり破産手続上の債権届出はしている。

<任意的手段の活用方法>

該当なし。

ウ. 財産調査の実施状況

<債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

該当なし。

<債務者でない者への財産調査実施の有無>

該当なし。

エ. 債務者本人以外の者へのアプローチ

<連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況>

該当なし。

<債務者死亡後の相続人対応の実施状況>

該当なし。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア. 債権回収の困難性の判断方法

特に一般的な判断基準は設けていない。

イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

処理方針は特に設けていない。

ウ. 法が用意した制度の利用状況

債務者の生活再建の方向での制度利用はしていない。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

該当なし。

(7) 指摘事項

ア. 【適時に不納欠損処理すべきであること（指摘事項15）】

<結論>

法人である債務者が破産手続により異時廃止決定を受けた場合、不納欠損処理をすべきである。

<理由>

法人である債務者が破産手続開始決定を受けた場合、破産手続による清算の目的の範囲内において、破産手続が終了するまで存続するものとみなされる（破産法第35条）。異時廃止決定（同法第217条1項）は破産手続の終了（同法9章）の一態様である。そのため、法人である債務者は異時廃止決定により法人である債務者は消滅することになり、商業登記上も閉鎖されることになる。この場合、債務が帰属すべき法主体が存在しなくなることから、当該債務は当然に消滅するものとされている。

そのため、異時廃止決定を証する書面を確認できたのであれば、当年度又は翌年度には不納欠損処理すべきである。

(8) 意見

ア. 【債務者との経過の記録を作成すべきであること（意見77）】

<結論>

債務者との経過の記録を作成して担当者が変わっても経過がわかるようにしておくべきである。

<理由>

本債権は日常的に発生するものではないようであるが、債務者の事業の廃止等により回収できなくなること自体は今後も起こり得ることである。そのため、担当者が異動しても経過がわかるような記録があることが望ましい。不納欠損処理をするためにも経過の記録がある方が処理しやすいものと考えられる。

イ. 【時効を意識できるような記録を作成すべきであること（意見78）】

<結論>

時効を意識できるような記録を作成して担当者が変わっても経過がわかるようにしておくべきである。

<理由>

時効を意識できるような記録は現状ではない。調定日、納期限、最後の弁済日等を一覧できるようにして、時効の管理をすべきである。

5. 河川課 I：建設工事請負契約に関する契約違約金・前払金余剰額に係る返還利息

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

14款：諸収入—6項：雑入—3目：違約金及び延滞利息—1節：違約金及び延滞利息

14款：諸収入—6項：雑入—5目：雑入—1節：雑入

イ．担当部署

<共通>

県土整備部 河川課 工事事務係

<契約違約金>

沼田土木事務所、桐生土木事務所

<前払金返還利息>

伊勢崎土木事務所、高崎土木事務所

ウ．債権の発生原因と種類

沼田土木事務所と桐生土木事務所の違約金については、建設工事請負契約（以下「契約」という。）及び建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）に基づく違約金等支払請求権である（私債権）。伊勢崎土木事務所と高崎土木事務所の前払金返還利息については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（以下「支払遅延防止法」という。）及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（以下「告示」という。）に基づく前払金返還利息支払請求権である（私債権）。参照法令として群馬県建設工事執行規程（契約及び約款の定めがある。）がある。

エ．債権の内容

<沼田土木事務所>

契約をした後、受注者から工事続行不能届を受けたが、その理由は「資金繰りが困難になったため」とのことであった。県としては、約款所定の解除事由の「その責に帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでない」と認められるとき（約款44条1項2号）又は「受注者が解除できる事由を定めた第46条1項の規定によらないで受注者が解除を申し出たとき」（約款第44条1項5号）に該当すると判断し、内容証明郵便により解除の通知をした。その後、出来高の検査を行い、出来高がゼロであることを出来高確認書で確認した。これを受け、契約違約金を確定させ、それを内容証明郵便により通知した。なお、本件では受注者から前払金の請求はなく、県から受注者に支払う前払金はなかったため、これを精算する必要はなかった。そのため前払金回収までの返還利息は発生しない。また、本件は請負金額が500万円未満であることから解除した場合に保証会社に対して請求できる契約保証金は契約時に免除されており、契約保証金の請求をする必要はなかった。

<桐生土木事務所>

建設工事請負契約を締結し、請負金額141万7500円と定められた。受注者からの請求がなかったため請負金額の4割の前払金は支払っていない。そのため前払金回収までの返還利息の発生もない。請負者の事務所に、弁護士による破産手続開始の告示がされ、工事続行不能届を受けた。理由は「破産手続開始申し立てのため」と記載されている。そのため解除の通知をした（約款4

4条5号によるもの。工事続行不能届をもって解除の申出があったととらえたため)。破産管財人から破産手続開始決定の翌月に破産手続開始決定書が届いたため、破産管財人との間で出来高の確認をして出来高確認書を取り交わし、出来高をゼロとした。前記の契約の解除に伴い、請負金額の1割の約14万円の違約金が発生することになり、これが本債権である。

<伊勢崎土木事務所>

受注者に対して請負代金の4割の前払金を支払っているが、その前払金額と契約の解除時点の出来高部分の金額の差額である余剰額の返還を受注者と前払保証契約を締結した保証事業会社から受けるまでの間の返還利息である。受注者が破産の申立てをしたとの情報が当該保証事業会社からあり、数日後、その事実確認及び出来高確認を受注者、その代理人及び保証事業会社が行い、出来高確認書を取り交わした。出来高は認識に一部食い違いがあったが最終的にはゼロで合意した。受注者からの工事続行不能届(理由は自己破産のため)を受け、解除をした(約款44条1項)。なお、解除に伴って受領できる請負代金の10%の違約金を受注者と契約保証を締結した保証事業会社に対して請求して受領した(契約保証約款)。受注者に対して前払金を支払っていることから、この前払金の元金部分だけは保証事業会社の保証を受けているので、保証事業会社に対して請求して支払を受けた。保証事業会社からの支払を確認してから利息の金額が確定するため、入金後に返還利息を調定している。

<高崎土木事務所>

平成14年3月に建設工事請負契約後、同年10月になっても工事が進んでいなかったことから工事を求める催告をしていた。従業員から社長と連絡がつかないとの連絡があり、社長個人の破産申立ての代理人の弁護士を知らされたので、その弁護士と面談した。その後、契約解除通知(約款44条1項2号の完成の見込みなし)をした。出来高確認書を取り交わした。保証事業会社に対して、前払金から出来高を引いた残りの金額を請求した。なお、保証金として請負代金額の10%の金額も保証事業会社に請求した。保証事業会社からこれらの支払を受けたので、返還利息の計算をして、調定したものである。

オ. 時効期間

担当部署では3年(旧民法第170条第2号)としている。請負人の工事に関する債権には請負人が発注者に対して有する債権のみならず、発注者が請負人に対して有する債権も含まれるとの見解に立ったものとして認められる。

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

<契約違約金>

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
557,550円	0円	0円	557,550円	0円

内訳) 沼田土木事務所 415,800円、桐生土木事務所 141,750円

<前払金返還利息>

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
1,422,128円	0円	0円	148,199円	1,273,929円

内訳) 伊勢崎土木事務所 137,533円、高崎土木事務所 1,091,415円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

<契約違約金>

平成29年度末時点の収入未済額はない。

<前払金返還利息>

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成14年度	1,091,415円	1件	1人
平成16年度	182,514円	1件	1人
合計	1,273,929円		

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

<沼田土木事務所>

前述の契約違約金を通知した内容証明郵便と同日に調定し、納期限を20日後とした。すると受注者の代理人から破産するとの受任通知が納期限前に届いた。その後、督促はしている。4か月後、破産申立てを裁判所が受理したことを示す事件受理票が代理人から届いた。全5回の集会期日があり、いずれも出席した。1回目で異時廃止の見込みと報告された。1年後に最後の集会期日があり、異時廃止決定が送られてきた。さらに登記事項証明書を取得して法人が閉鎖されたことを確認した。

<桐生土木事務所>

前記の債権の発生後に調定している。納期限については、調定して納入通知書を発行する日の翌日から起算して20日の日としている。

<伊勢崎土木事務所>

前述のとおり利息の金額が確定した段階で調定し、納入通知の納期限を調定日から20日以内としている(財務規則第44条第3項)。平成22年1月に裁判所から受注者の破産手続開始通知書が届いた。その後同年9月に代理人から破産手続廃止決定のFAXを受けた。同年11月に法人の閉鎖事項証明書を確認し、閉鎖されていることがわかった。収入未済額については、翌年度に繰越調定をしている。繰越調定の最後は平成29年4月で、平成29年度に不納欠損処理した。弁護士に法律相談して、議会の債権放棄で不納欠損してよいのではないかと言われて議決した。これまで私債権で時効は10年だろうということで繰越調定を重ねてきた。しかし、最近検討したところ、時効は3年ではないかということがわかった。破産自体は分かっていたが、時効の側面からしか検討していなかった。

<高崎土木事務所>

前述のとおり利息が確定した段階で調定して、納入通知を出した。転居先不

明で返送されてきた。督促も同様だった。以後は繰越調定している。平成30年9月に登記事項証明書をとって、平成27年1月20日に会社法上みなし解散したことが分かった段階である。

エ. 不納欠損処理の状況

< 契約違約金 >

年度	金額	不納欠損の理由
平成29年度	557,550円	破産手続廃止決定による債権放棄

< 沼田土木事務所 >

前述の異時廃止と登記閉鎖が判明した時点以降、土木事務所としては不納欠損処理を河川課に伝えたが、河川課では、破産手続の異時廃止ということが破産手続の終結であるという認識ではなく、まだ手続の途中であるという認識をしていた。そのため、私債権の時効期間である10年間の経過を待って不納欠損するという申し送りを繰り返し、毎年繰越をしていた。調定年度は平成20年度だったが、平成28年度に時効期間が10年ではなく3年（旧民法第170条第2項）であることがわかり、不納欠損処理の検討をしていた。その検討を進める中で時効ではなく破産による不納欠損処理をすることが適当であるとの結論に至った。破産の場合にも債権の放棄のために議会の議決が必要との認識のもと、議決後、河川課からの不納欠損処理を促す連絡に基づき、土木事務所において、事務処理をした。

< 桐生土木事務所 >

取扱基準は特にないが、不適切な事例があった。債務者の破産手続が異時廃止決定を受けたことを官報により認識していながら、時効の期間は本来3年であるものを10年と誤っていた。その結果、不納欠損処理をしたのは異時廃止決定から約10年もの期間が経過してからになったものである。

< 前払金返還利息 >

年度	金額	不納欠損の理由
平成29年度	148,199円	破産手続廃止決定による債権放棄

注) 財務会計システムにより河川課で債権の内容が分かる。議決までした後で、不納欠損処理を促す連絡が河川課から各土木事務所に来る。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

< 債権管理簿・債権現在額報告書の整備方法 >

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

< 沼田土木事務所 >

財務会計システムで管理しているものと、1件のみなので紙でファイリングして管理しているものがある。工事事務という担当者が引き継いでおり、係長

も関わっている。監査委員の監査で答える必要がある。特殊な事案ということもある。

<桐生土木事務所>

エクセルで整理している。繰越調定の際に、所長が決裁するが、日常的には担当者が債権管理に携わっている。

<伊勢崎土木事務所・高崎土木事務所>

財務会計システムによりデータで管理しており、また、同システムから出力した調定回議書及び繰越調定回議書をファイリングして管理している。これらは工事事務という担当者が引き継いでいて、書類は係長から所長まで回議し決裁している。

イ．債務者に関する情報の収集

<債務者について収集・保管している情報>

債務者は指名競争入札のために県に登録している業者であるが、指名は結果的には法人しかしていないので、法人のみである。法人については、名称、住所、電話番号、代表者名を把握している。土木の管理システムで登録されている情報である。

<調査の方法と頻度>

指名の登録を2年に1回しており、変更があれば、そこで判明するが、債権発生してからは相手方から連絡がない限りは不明である。法務局で法人の登記事項を取得することはしている。受注者は建設業法による許可を得ている業者に限られ、通常は法人しかいない。

<債務者との通信・面談>

債務者との直接のコンタクトは取っていないが、裁判所や破産管財人とのやり取り等、これまでの経緯は記録している。

ウ．消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

管理されてはいたものの、時効期間に誤謬が見られた。

<中断措置の有無・方法>

該当なし。

<時効完成後の対応>

前述のように法の解釈・適用に混乱が見られた。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア．督促の実施状況

<実施方法・頻度>

各土木事務所で督促まではしている。高崎土木事務所では納入通知も転居先不明で返送されたままであり、現地に行った記録なし。現地の不動産の登記情報もとっていない。弁護士が入ってからの代表者の住民票・戸籍は取得していた。代表者個人が異時廃止した情報を代理人から得ている。

<延滞金等>

該当なし。

<督促状の記載>

督促状の控えはないため確認できない（納入通知も控えなし）。

イ．督促に応じない場合の措置

<強制執行等の実施状況>

該当なし。

<法が用意した手段の活用状況>

沼田土木事務所のケースは債権調査型の破産手続となり、破産債権の届出をして、債権者集会にも毎回出席していた。他の3土木事務所のケースの破産手続は債権調査留保型（配当見込み乏しいため、とりあえず債権届出を省略して破産管財人が資産の換価等を進めるタイプの破産手続）であったため、債権届出はされていない。桐生土木事務所のケースでは、集会期日は桐生環境森林事務所が出席しており情報を得ていた。集会報告書を手入はしていた。伊勢崎土木事務所と高崎土木事務所の債権者集会への出席状況は不明。

<任意的手段の活用方法>

該当なし。

ウ．財産調査の実施状況

<債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

該当なし。

<債務者でない者への財産調査実施の有無>

該当なし。

エ．債務者本人以外の者へのアプローチ

<連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況>

該当なし。

<債務者死亡後の相続人対応の実施状況>

該当なし。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア．債権回収が困難性の判断方法

方針・基準は存在しない。

イ．債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

予め決まった処理方針はない。

ウ．法が用意した制度の利用状況

債務者の生活再建の方向での制度利用はしていない。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

該当なし。

(7) 指摘事項

ア．【不納欠損処理は適時・適切にすべきであること（指摘事項16）】

<結論>

法人である債務者につき、回収可能性がないことが明らかな類型である破産

手続廃止となったことがわかったのであるから、適時・適切に不納欠損処理をすべきである。

<理由>

債務者である法人が破産手続において異時廃止決定を受けたことが分かり、登記も閉鎖されたことが判明したのであるから、その段階で不納欠損処理をすべきである。土木事務所としては不納欠損処理を担当課に伝えたが担当課としては誤った認識をしており、破産手続の異時廃止ということが破産手続の終了という認識をせずまだ途中であるという認識をしていた。そのため、以後は時効期間が経過することを待っていた。毎年、10年後には不納欠損するという申し送りを繰り返して毎年繰越をしていた。その結果、調定年度は平成20年度であるが、平成29年度まで不納欠損処理がなされなかった。破産手続終結の場合と異なり、異時廃止の場合は、債権放棄に議会の議決は不要であるとの明文の規定はないため、議会の議決を得ているが、回収可能性がないことが明らかかな点では破産手続終結の場合と異ならないので、議会の議決が不要な場合として条例で定められることが望ましい類型と言える。

イ.【回収未了の債権に関する契約書は保存すべきであること（指摘事項17）】

<結論>

債権の発生原因となる契約の根拠資料を債権が回収未了であったにも関わらず破棄していたが、特に債権の帰趨未定の間は保存しておくべきである。

<理由>

契約書について、工事の精算の翌年度に保存文書として登録後、保存期間（補助事業5年、単独事業3年）が満了した段階で破棄したとのことである。債権の発生原因となる契約の根拠資料については未回収であればなおさら保存すべきものであり、破棄してよいものではない。群馬県文書管理規程52条1項において、保存の必要があるものについては保存期間の延長をするものとされており、破棄されないよう手続を採るべきである。

(8) 意見

ア.【債務者の情報の調査をすべきであること（意見79）】

<結論>

債務者の情報の調査をすべきである。

<理由>

納入通知も督促も届くことなく返送されてきている事例がある。返送されてきたということは納入通知も督促も効力が発生していないということである。このような効力にも関わる重要な事項であるにもかかわらず、当初発送した宛先の住所の現地調査をすることなく、宛先の住所の土地・建物の登記の情報を取得したこともない。これら調査は最低限すべきである。

イ.【不納欠損処理に向けて必要な情報を調査すべきであること（意見80）】

<結論>

不納欠損処理に向けて必要な情報を調査すべきである。

<理由>

平成14年に契約して工事が停止して解除したことにより発生した債権について、債務者である法人の代表者が破産申立てをして異時廃止決定を受けたことを確認しており、平成30年度に確認した法人の登記情報においてはみなし解散がとられていることもわかっている。このような状況からすれば債務者に対する回収の見込みは著しく困難であると考えられる。債権の放棄を含めた不納欠損処理に向けて必要な情報を調査すべきである。

6. 河川課Ⅱ：河川占用料

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

8款：使用料・手数料—1項：使用料—9目：県土整備使用料—4節：河川関係使用料

イ. 担当部署

県土整備部 河川課 河川管理係
高崎土木事務所 施設管理係
藤岡土木事務所 施設管理係
沼田土木事務所 施設管理係

ウ. 債権の発生原因と種類

河川法第32条第1項を受けて制定された群馬県河川流水占用料等徴収条例に基づいて発生した債権であり、強制徴収公債権である（河川法第74条3項）。

エ. 債権の内容

流水の占用許可（河川法第23条）、河川区域内の占用許可（河川法第24条）もしくは河川区域内の土地における土石採取許可（河川法第25条）又は流水の占用の登録（河川法第23条の2）（以下、「流水占用等の許可等」という。）を受けた者から徴収する流水占用料、土地占用料、又は土石採取料その他の河川産出物採取料（以下、「流水占用料等」という。）である。

オ. 時効期間

5年（地方自治法第236条第1項）。

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
515,552円	71,384,058円	71,408,998円	3,590円	487,022円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成24年度	47,274円	2件	2人
平成25年度	152,044円	4件	4人

平成26年度	167,044円	4件	4人
平成27年度	18,560円	2件	2人
平成28年度	48,950円	3件	3人
平成29年度	53,150円	5件	5人
合計	487,022円	20件	20人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

<調定の実施状況>

年度途中で流水占用等の許可等の申請がなされ、それに対する流水占用等の許可等処分を行う際には、同許可等処分と同時に流水占用料等の調定を実施している。

流水占用等の許可等の期間が翌年度以降にわたる場合には、翌年度以降の流水占用料等については、同年度の4月初旬に調定を実施している。

過年度分の未納付の流水占用料等についても、毎年度4月初旬に繰越調定を行っている。

<調定・戻入の際の納期限の設定状況>

調定と同時に納入通知書を作成し、債務者に発送している。納期限は、財務規則に従い、発行の日の翌日から20日以内と定めている（財務規則第44条第3項）。

ただし、条例により、流水占用等の許可等の期間が翌年度以降にわたる場合の翌年度以降の流水占用料等については、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものと定められているため（財務規則第44条3項、群馬県河川流水占用料等徴収条例第3条1項）、調定の日から20日後が5月1日以降となる場合でも、納期限は4月30日と設定している。

<適時・適切に回収できない理由>

適時・適切に回収できない債権について、適時・適切に回収できない理由としては、以下のようなものがある。

【自然人について】

- ・債務者自身が体調不良となり、収入が十分に得られなくなり、納付が困難となった。
- ・応対拒否。
- ・収入が不安定で生活が困窮している。

【法人について】

- ・破産手続が開始した。
- ・精算手続が開始した。
- ・破産手続等は開始していないが、法人の実態がなくなった。

<納入通知における行政不服申立の教示の有無>

流水占用等の許可処分を行う際に、許可条件として流水占用料を示すとともに、行政不服申立の教示を行っている。そのため、納入通知に改めて行政不服申立の教示文を入れるなどの対応は行っていない。

エ. 不納欠損処理の状況

平成29年度中に、3件、合計3590円を、不納欠損として処理している。不納欠損処理を行った理由は、平成29年5月26日から同年6月5日の間にそれぞれ消滅時効が完成したことによるものである。

不納欠損の対象となる債権の数は多くないため、消滅時効期間が経過した債権について、随時、不納欠損処理を行っている。

ただし、平成29年度に不納欠損処理を行った3件の債権は、いずれも、平成23年3月30日に破産手続が開始し、その後、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認められて平成26年9月12日に破産手続が廃止するとともに閉鎖登記がなされた法人に対する平成24年度にかかる流水占用料等である。同法人に対する平成23年度にかかる流水占用料等については、平成23年6月28日に破産管財人に対して交付要求を行ったため、担当部署において、同法人につき破産手続が開始したことは把握していたが、同法人の破産手続が異時廃止決定により終了したことを知ったのは平成29年1月のことであった。そして、その後、消滅時効期間の経過を待ち、平成29年度内に不納欠損処理を行った。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

<債権管理簿・債権現在額報告書の整備方法>

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

<情報システム等による管理運用状況>

取扱要領に基づいて報告書を作成するとともに、財務会計システムに登録して管理している。

<担当者等の権限配分の状況>

各債権の実質的な管理は、各土木事務所において行われている。各土木事務所では、出納員である総務係長の監督のもと、各土木事務所施設管理係が、債務者への手紙の送付、訪問等の事務を行っている。

イ. 債務者に関する情報の収集

<債務者について収集・保管している情報>

自然人に関しては、氏名、住所、電話番号、職業といった情報を、収集・保管している。

法人の場合には、名称、所在地、電話番号、代表者の住所・氏名を把握し保管している。

<調査の方法と頻度>

直接訪問や電話による債務者からの聴取、住民票の取得等により、調査している。調査の頻度は、高崎土木事務所では、年2～3回である。藤岡土木事務所

所では、消滅時効が完成して欠損が生じないようにするために、必要に応じ、直接訪問や電話による債務者からの聴取等を行い、調査している。直接の訪問は、月に1回以上行うこともある。

<債務者との通信・面談>

担当部署にて「催告整理票」を作成し、債務者との通信・面談結果を記録している。

ウ．消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

当初調定にて定められた納期限までに支払われなかった場合には、当該納期限から20日以内に、指定期限を発布日から起算して20日以上経過した日とする督促状を発布している。そして、督促状に記載した指定期限を財務会計システムによって管理することにより、消滅時効の起算点・期間を管理している。

また、河川占用料等を滞納している債務者に対しては、定期的に訪問するなどし、直接面会することのできた際には分納誓約書の作成や一部納付を促したりしている。債務者が作成に応じて分納誓約書を受領した場合には、同作成日を消滅時効の起算点として期間の管理を行っている。

複数の債務を負っている債権者が、全ての債務を消滅させるに足りない程度の一部弁済をした場合には、一部弁済金をどの債権に充当するかは、債務者と県の担当者が相談の上、決めることとしている。その際、過年度分が時効消滅することないよう注意している。

<中断措置の有無・方法>

未納が確認された時点で電話、文書等により納入指導を行っている。また、過年度債権がある未納者に対しては、現況を調査の上、時効完成時期に注意しながら、分割納入を促すなど、時効中断に努めている。

分割納入がなされない場合にも、債務者宅を訪問して分納誓約書の作成を促すなどして時効中断を図っている。

<時効完成後の対応>

消滅時効期間が経過した場合には、随時、担当部署内での決裁後、不納欠損処理を行っている。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア．督促の実施状況

<実施方法・頻度>

調定時に定めた期限までに支払われない場合には、当初納期限から20日以内に、督促を実施している。

<延滞金等>

延滞金等に関する条例がないため、延滞金等は発生していない。

<督促状の記載>

督促状には、行政不服申立の教示文は記載していない。

イ. 督促に応じない場合の措置

<滞納処分の実施状況>

滞納処分をした例はない。

<法が用意した手段の活用状況>

履行期限の繰上徴収等、法が用意した手段を活用したことはない。

<任意的手段の活用方法>

債務者の自宅を訪問して納付相談を実施したり、分納誓約書を受領したりするなどしている。

年間の流水占用料等が300円の債務者など、担当者が訪問して面談した際に、納付意思を示す者もいる。しかし、財務規則上、直接収納できる者は限られており（財務規則第53条、第6条。）、各土木事務所では総務係長1名だけが直接収納できる出納員である。そのため、総務係長が債務者宅を訪問していない場合には、その場では納付書を手渡し、事後に金融機関で納入するよう伝えることとしている。

ただし、ヒアリング時、慣例により、出納員ではないものが債務者から直接収納している土木事務所が存在していることが判明した。

なお、当該債権との関係では、地方自治法第171項4項に基づき、出納員がさらに分任出納員に収納に関する事務を委任することのできる旨の告示はなされておらず、各土木事務所には現在分任出納員は存在していない。

ウ. 財産調査の実施状況

<債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

口頭による確認ができる人については口頭で確認している。1件ごとの債権の金額が小さいため、確認を行わない場合もある。同様の理由により、債務者の自宅土地建物などの不動産の名義確認などの資産調査などはしていない。

<債務者でない者への財産調査実施の有無>

特に実施していない。

エ. 債務者本人以外の者へのアプローチ

<連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況>

流水占用等の許可等の対象者は、1つの許可につき必ずしも1名とは限らないため（例えば、共有名義の建物からの排水のための許可の場合には、共有名義人全員が許可の名宛人となり、流水占用料等の支払義務を負う債務者も共有名義人全員となることもある）、複数当事者対応の実施が必要となることもあるが、監査対象とした年度の債権に関しては、該当はなかった。

また、強制徴収公債権であるという性質上、連帯保証人を付すことは予定されていない。

<債務者死亡後の相続人対応の実施状況>

監査対象とした債権につき、該当なし。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア. 債権回収が困難な場合の有無、困難性の判断方法

適時・適切に債務の弁済がなされない件数は少ないため、特段、方針や基準は設けていない。個別具体的に判断を行っている。

イ．債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

個別具体的に処理方針を検討している。

ウ．法が用意した制度の利用状況

利用を検討したことはない。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応
該当なし。

(7) 指摘事項

ア．【直接収納をすることができる者の徹底（指摘事項18）】

<結論>

担当部署において、直接収納を受けることのできるものを確認し、それを周知徹底すべきである。

<理由>

群馬県では、納入通知書、納付書又は払込書の送付を受けた者から納付の申し出を受けた場合に、直接収納することができる者は、会計管理者、出納員又は分任出納員に限られている（財務規則第53条第2項）。

しかし、当該債権については、慣例により、出納員でも分任出納員でもない者が、直接収納を受けている実態のあることが判明した。

担当部署においては、今後、分任出納員の任命を検討するとともに、直接収納を受けることのできる職員を確認し、それを周知徹底すべきである。

(8) 意見

ア．【分任出納員の任命（意見81）】

<結論>

「分任出納員に対する出納員の事務の委任」（平成19年4月20日告示第171号）に関する告示を改正し、当該債権の出納に関する事務を行うことのできる分任出納員を積極的に任命するなどし、滞納金のある債務者を訪問する場合には、当該滞納金を直接収納することが可能な職員が出向くようにすべきである。

<理由>

群馬県では、納入通知書、納付書又は払込書の送付を受けた者から納付の申し出を受けた場合に、直接収納することができる者は、会計管理者、出納員又は分任出納員に限られている（財務規則第53条第2項）。

しかし、当該債権との関係では、地方自治法第171項4項に基づき、出納員がさらに分任出納員に収納に関する事務を委任することのできる旨の告示はなされておらず（「分任出納員に対する出納員の事務の委任」（平成19年4月20日告示第171号）、当該債権の実質的な管理を行っている各土木事務所には、分任出納員は存在していない。現在、当該債権を適法に直接収納することのできるものは、各土木事務所に1人ずつ配置されている出納員である総

務係長だけである（財務規則第6条第2項、同規則別表第2）。

そのため、年間300円の流水占用料等を滞納している債務者宅を担当職員が訪問した際に、当該債務者がその場で納付する旨申し出たとしても、総務係長が同行していない限り、直接出納することができず、その場では納付書を手渡して事後に金融機関で納入するよう伝えることしかできていないといった状況にある。そのような場合において、事後的に債務者が金融機関に出向いて自発的に納入するということはほとんどない。また、監査対象とした債権の中には、滞納中の債務者の納入意思がなくならないうちに納入を得ようとするあまり、財務規則上は直接収納することができない職員が直接収納を行ってしまっているという事態も発覚した。

このような事態を改善するためには、当該債権の管理業務に直接的に関わっている職員が、直接収納することのできるような仕組みを確立しておくことが望ましい。

そこで、「分任出納員に対する出納員の事務の委任」（平成19年4月20日告示第171号）に関する告示を改正し、当該債権の出納に関する事務を行うことのできる分任出納員を積極的に任命するなどし、滞納金のある債務者を訪問する場合には、当該滞納金を直接収納することが可能な職員が出向くようにすべきである。

なお、今年度末の改正時に河川占用料と道路占用料の滞納整理事務について、追加対応する方向で動いてもらえるとのことだが、確実に履践されているか措置状況のチェックが必要である。

イ. 【債務者の資産調査について（意見82）】

<結論>

債務者の居住している自宅土地建物の登記事項全部証明書を取得して資産の有無を確認するなど、債務者の適切な資産調査を行うべきである。

<理由>

ヒアリング時に聴取したことによれば、適時・適切に債務の弁済を行っていない債務者の資産調査としては、本人への聞き取りにより収入状況等を確認しているだけで、債務者の自宅土地建物の登記事項全部証明書を取得するなどの資産調査は行っていないとのことであった。

確かに、対象債権である河川占用料等は、1年あたり数百円から数万円程度と、金額としては大きくない。

しかし、高崎土木事務所が管理していた平成24年度より前に発生した債権など、債務者の資産調査がなされないままにすでに、消滅時効の完成により債権が消滅してしまっているものもあった。

たとえ1件あたりの債権額が小さいとしても、債務者本人への聞き取り以上の資産調査も行わないままに、債権を時効完成により消滅させてしまうことは、適切な債権管理とはいえない。

しかも、地方公共団体が職務上請求する場合には、登記事項証明書の取得に

あたって手数料はかからないため（登記手数料令19条）、費用対効果の関係から取得すべきでないとはいえない。

少なくとも、債務者の居住している自宅土地建物の登記事項全部証明書を取得して資産の有無を確認するなどの適切な資産調査を行うべきである。

ウ．【法人の実態調査について（意見83）】

<結論>

解散した法人については、少なくとも、年1回程度は履歴事項全部証明書を取得するなどして実態調査を行うべきである。

<理由>

監査対象とした平成29年度に不納欠損処理を行った3件の債権は、いずれも、平成23年3月30日に破産手続が開始し、その後、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認められて平成26年9月12日に破産手続が廃止するとともに閉鎖登記がなされた法人に対する平成24年度にかかる流水占用料等であった。

当該債権については、平成29年度の消滅時効の完成を待つまでもなく、破産手続が異時廃止決定により終了し、閉鎖登記がなされた平成26年度の段階において、不納欠損処理を検討すべきであったと思われる。

しかし、担当部署では、遅くとも平成23年6月28日時点には当該法人につき破産手続が開始したことを把握していたが、平成26年9月12日に同法人の破産手続が異時廃止決定により終了し、同法人が閉鎖登記されたことを知ったのは平成29年1月のことであったため、それまでの間、不納欠損処理が検討されることはなかった。

これは、破産開始決定を受けて解散した法人につき、その後、債権管理として履歴事項全部証明書を取得するなどの調査を行うこともなく、放置した結果であると考えられる。

今後、このような事態が生じることを防ぐため、解散した法人については、少なくとも、年1回程度は履歴事項全部証明書を取得するなどして実態調査を行うべきである。

エ．【債務者の存在確認について（意見84）】

<結論>

毎年度、調定を実施する際には、調定時の債務者の存在・不存在を確認すべきである。

<理由>

監査対象とした債権の中に、当初調定時にすでに債務者である相手方が存在していなかったという債権があった。

具体的には、平成28年12月29日に清算が終了し、平成29年1月27日付で清算終了及び閉鎖登記が行われた法人に対し、同年4月1日付で、同月30日を納期限とする調定を行い、その後の同年5月18日には督促状を发出したというものである。その後、平成29年度中には何らの調査も行わず、平

成30年度になって繰越調定を行って当該法人宛に通知を発送したところ、宛所に訪ね当たらず返送されてきたため、当該法人の登記簿謄本を取得したことにより、ようやく、当該法人が平成28年度内に消滅していたということを担当部署が把握した。

このように、存在していない債務者に対して調定を行ってしまったという要因には、許可自体は単年度単位ではなく、複数年単位で出しているため、毎年度の調定時に債務者の存在・不存在を確認していないという実態がある。

当該対象債権自体については、もともと債権が発生していないものであった以上、不納欠損処理をするのではなく、遡って調定自体を取り消すなどするとともに、今後同様の事態が発生することを防ぐため、毎年度、調定を実施する際には、債務者の存在・不存在を確認すべきである。

7. 砂防課：建設工事請負契約に関する契約違約金・前払金余剰額に係る返還利息

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

14款：諸収入—6項：雑入—3目：違約金及び延納利息—1節：違約金及び延納利息

イ. 担当部署

県土整備部 砂防課 砂防管理係
桐生土木事務所

ウ. 債権の発生原因と種類

建設工事請負契約（以下「契約」という。）及び建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）に基づく違約金等支払請求権である（私債権）。参照規則として群馬県建設工事執行規程（契約及び約款の定めがある。）がある。

エ. 債権の内容

契約を締結し、前払（約款34条）及び部分払（約款37条）をした。その後3か月後に受注者の事務所に、弁護士による破産手続開始の告示がされ、工事続行不能届を受けた。理由は「破産手続開始申し立てのため」と記載されている。そのため、解除の通知をした（約款44条5号によるもの。工事続行不能届をもって解除の申出があったととらえたため）。

破産管財人から破産手続開始決定の翌月に破産手続開始決定書が届いたため、破産管財人との間で出来高の確認をして出来高確認書を取り交わした。前払と部分払の合計から出来高を引いた金額については保証事業会社から回収した。この回収までの返還利息が本債権である。また、契約保証金を保証事業会社から払われているが（約款4条2項）、これは発生した違約金に充てられてその残額が本債権である。この2つの債権が未回収である。

オ. 時効期間

担当部署では3年（旧民法第170条第2号）としている。請負人の工事に関する債権には請負人が発注者に対して有する債権のみならず、発注者が請負

人に対して有する債権も含まれるとの見解に立ったものとして認められる。

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
69,024円	0円	0円	69,024円	0円

注) 約1万円が返還利息、約5万9000円が違約金である。

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

平成29年度末時点の収入未済額はない。

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

<調定の実施状況>

前記の債権の発生後に調定している。

<調定・戻入の際の納期限の設定状況>

納期限については、調定して納入通知書を発行する日の翌日から起算して20日の日としている。

<適時・適切に回収できない理由>

債務者が破産してしまったこと。

エ. 不納欠損処理の状況

年度	金額	不納欠損の理由
平成29年度	69,024円	破産手続廃止決定、法人格消滅

不納欠損の時期に関する取扱基準は特にない。不適切な事例あり。債務者の破産手続が異時廃止決定を受けたことを官報により認識しながら、時効の期間は本来3年であるものを10年と誤っていた。その結果、不納欠損処理をしたのは異時廃止決定から約10年もの期間が経過してからになったものである。

(3) 債権(収入未済額)の管理・保全

ア. 管理体制

<債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況>

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

<情報システム等による管理運用状況>

エクセルで整理し、管理している。

<担当者の権限分配の状況>

繰越調定のときに、所長が決裁するが、日常的には担当者が債権管理に携わっている。

イ. 債務者に関する情報の収集

<債務者について収集・保管している情報>

法人の名称、所在地、電話番号、代表者の氏名、代表者の住所

<調査の方法と頻度>

法務局で法人の登記事項を取得することはしている。なお、受注者は建設業法による許可を得ている業者に限られ、通常は法人しかいない。

<債務者との通信・面談>

本債権発生後、電話による督促を行った（通信記録は残っていない）。

ウ．消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

管理されてはいたものの、時効期間に誤謬が見られた。

<中断措置の有無・方法>

該当なし。

<時効完成後の対応>

前述のように法の解釈・適用に混乱が見られた。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア．督促の実施状況

<実施方法・頻度>

納入通知後に督促状を出している。その後、電話による督促を行ったが回収に繋がらなかった。

<延滞金等>

該当なし。

<督促状の記載>

督促状の写しはないため確認できない（納入通知も写しなし）。

イ．督促に応じない場合の措置

<強制執行等の実施状況>

該当なし。

<法が用意した手段の活用状況>

債務者の破産手続は債権調査留保型（配当見込み乏しいため、とりあえず債権届出を省略して破産管財人が資産の換価等を進めるタイプの破産手続）であったため、債権届出はしなかった。集会期日は桐生環境森林事務所が出席しており情報を得ていた。集会報告書を入手はしていた。

<任意的手段の活用方法>

該当なし。

ウ．財産調査の実施状況

<債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

該当なし。

<債務者でない者への財産調査実施の有無>

該当なし。

エ．債務者本人以外の者へのアプローチ

<連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況>

該当なし。

<債務者死亡後の相続人対応の実施状況>

該当なし。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア. 債権回収が困難性の判断方法

方針・基準は存在しない。

イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

予め決まった処理方針はない。

ウ. 法が用意した制度の利用状況

債務者の生活再建の方向での制度利用はしていない。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

該当なし。

(7) 指摘事項

ア. 【契約書の保存がなかったこと（指摘事項19）】

<結論>

債権の発生原因となる契約の根拠資料を債権が未回収であったにも関わらず破棄しているが保存しておくべきである。

<理由>

契約書について、工事の精算の翌年度に保存文書に登録後、保存期間（補助事業5年、単独事業3年）した段階で破棄したとのことである。債権の発生原因となる契約の根拠資料については未回収であればなおさら保存すべきものであり、破棄してよいものではない。

イ. 【不納欠損処理の遅滞（指摘事項20）】

<結論>

法人である債務者につき、回収可能性がないことが明らかな類型である破産手続廃止の根拠資料を入手していたのであれば、適時・適時に不納欠損処理すべきである。

<理由>

法人である受注者の破産手続について異時廃止決定となったことを認識していながら、時効期間が本来は3年間であったが、10年間であると誤解していた。破産手続終結の場合と異なり、異時廃止の場合は、債権放棄に議会の議決は不要であるとの明文の規定はないため、議会の議決を得ているが、回収可能性がないことが明らかな点では破産手続終結の場合と異ならないので、議会の議決が不要な場合として条例で定められることが望ましい類型と言える。

(8) 意見

該当なし。

8. 都市計画課：建設工事請負契約に関する前払金余剰額に係る返還利息

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

14款：諸収入—6項：雑入—3目：違約金及び延納利息—1節：違約金及び延納利息

イ. 担当部署

県土整備部 都市計画課 工事事務係
桐生土木事務所

ウ. 債権の発生原因と種類

建設工事請負契約（以下「契約」という。）及び建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）に基づく前払金余剰額に係る利息請求権である（私債権）。参照規則として群馬県建設工事執行規程（契約及び約款の定めがある。）がある。

エ. 債権の内容

契約を締結し、受注者からの請求を受けて請負金額の4割を上限に支払っている。発注者の事務所に、弁護士による破産手続開始の告示がされ、工事続行不能届を受けた。理由は「破産手続開始申し立てのため」と記載されている。そのため、解除の通知をした（約款第44条5号によるもの。工事続行不能届をもって解除の申出があったととらえたため）。破産管財人から破産手続開始決定の翌月に破産手続開始決定書が届いたため、破産管財人との間で出来高の確認をして出来高確認書を取り交わし、出来高をゼロとした。前払金については、保証会社に対して請求できるので回収済みであるが、回収までの返還利息が未回収となっている。なお、前記の契約の解除に伴い、請負金額の1割の違約金が発生することになるが、保証契約があるので、こちらは回収済みである。

オ. 時効期間

担当部署では3年（旧民法第170条第2号）としている。請負人の工事に関する債権には請負人が発注者に対して有する債権のみならず、発注者が請負人に対して有する債権も含まれるとの見解に立ったものとして認められる。

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
46,399円	0円	0円	46,399円	0円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

平成29年度末時点での収入未済額はない。

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

<調定の実施状況>

前記の債権の発生後に調定している。

<調定・戻入の際の納期限の設定状況>

納期限については、調定して納入通知書を発行する日の翌日から起算して20日の日としている。

<適時・適切に回収できない理由>

債務者の事業停止・破産に根本的な原因があるが、実務的には、請負契約の債務不履行によって発生する違約金は保証でカバーされるが、その返還利息まではカバーされないことが、本債権が残ってしまう要因となっている。

エ. 不納欠損について

年度	金額	不納欠損の理由
平成29年度	46,399円	債務者破産による当該債権の回収不能

不納欠損の時期について取扱基準は特にはないが、不適切な事例はあり。債務者の破産手続が異時廃止決定を受けたことを官報により認識していながら、時効の期間は本来3年であるものを10年と誤っていた。その結果、不納欠損処理をしたのは異時廃止決定から約10年もの期間が経過してからになったものである。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

<債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況>

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

<情報システム等による管理運用状況>

エクセルで整理し、管理している。

<担当者の権限分配の状況>

繰越調定のときに、所長が決裁するが、日常的には担当者が債権管理に携わっている。

イ. 債務者に関する情報の収集

<債務者について収集・保管している情報>

法人の名称、所在地、電話番号、代表者の氏名、代表者の住所

<調査の方法と頻度>

法務局で法人の登記事項を取得することはしている。なお、受注者は建設業法による許可を得ている業者に限られ、通常は法人しかいない。

<債務者との通信・面談>

事業停止後の債務者と直接のコンタクトはない。

ウ. 消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

回収不能が明らかな事案でもあり、特に独立項目としての管理はしていない。

<中断措置の有無・方法>

該当なし。

<時効完成後の対応>

該当なし。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア. 督促の実施状況

＜実施方法・頻度＞

納入通知後に督促状を出している。その後、電話による督促を行ったが回収に繋がらなかった。

＜延滞金等＞

該当なし。

＜督促状の記載＞

督促状の写しはないため確認できない（納入通知も写しなし）。

イ. 督促に応じない場合の措置

＜強制執行等の実施状況＞

該当なし。

＜法が用意した手段の活用状況＞

債務者の破産手続では債権調査が留保されていたため、債権届出をする機会がなかった。集会期日は桐生環境森林事務所が出席しており情報を得ていた。破産管財人の業務要点報告書・財産目録は入手していた。

＜任意的手段の活用方法＞

該当なし。

ウ. 財産調査の実施状況

＜債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況＞

該当なし。

＜債務者でない者への財産調査実施の有無＞

該当なし。

エ. 債務者本人以外の者へのアプローチ

＜連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況＞

該当なし。

＜債務者死亡後の相続人対応の実施状況＞

該当なし。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア. 債権回収が困難性の判断方法

方針・基準はない。

イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

処理方針を予め決めることはしていない。

ウ. 法が用意した制度の利用状況

債務者の事業再生の方向での制度利用はしていない。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

該当なし。

(7) 指摘事項

ア. 【契約書の保存がないこと（指摘事項21）】

＜結論＞

債権の発生原因となる契約の根拠資料を債権が未回収であったにも関わらず破棄しているが保存しておくべきであること。

<理由>

契約書について、工事の精算の翌年度に保存文書に登録後、保存期間が満了（補助事業5年、単独事業3年）した段階で破棄したとのことである。債権の発生原因となる契約の根拠資料については未回収であればなおさら保存すべきものであり、破棄してよいものではない。

イ.【不納欠損処理の不適切な事務（指摘事項22）】

<結論>

破産手続終結の根拠資料を入手していたのであれば適時に不納欠損処理すべきである。

<理由>

法人である受注者の破産手続について異時廃止決定となったことを認識していながら、時効期間も本来は3年であったが10年であると誤解していた。破産手続終結の場合と異なり、異時廃止の場合は、債権放棄に議会の議決は不要であるとの明文の規定はないため、議会の議決を得ているが、回収可能性がないことが明らかな点では破産手続終結の場合と異ならないので、議会の議決が不要な場合として条例で定められることが望ましい類型と言える。

(8) 意見

該当なし。

9. 住宅政策課：県営住宅家賃

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

8款：使用料及び手数料—1項：使用料—9目：県土整備使用料—6節：住宅政策関係使用料

イ. 担当部署

県土整備部 住宅政策課 住宅管理係 滞納対策係

(収納委託先)

群馬県住宅供給公社（以下「公社」という。）

ウ. 債権の発生原因と種類

群馬県県営住宅管理条例（以下「条例」という。）・群馬県県営住宅管理条例施行規則（以下「条例施行規則」という。）・公営住宅法（以下「法」という。）・公営住宅法施行令（以下「令」という。）・公営住宅法施行規則に基づく賃料請求権であり、その性質は非強制徴収公債権である。

もっとも、公債権か私債権かについては、自治体によって見解が異なる。群馬県においては扱いが混在していたところを平成22年度に公債権として管理する内部的意思決定をして具体的な年月日は不明だがそのころから公債権として管理している。収納の委託先の公社に対しては、会議等で伝えたようである

が書面で通知した記録はない。

事務的な取扱要領としては、県営住宅家賃滞納整理要領（以下「要領」という。）がある。

エ. 債権の内容

県営住宅の家賃である。具体的な発生の経緯は以下のとおりである。まず、県営住宅の管理については、管理代行制度（法第47条第1項）により、公社が管理している。群馬県は公社に対して管理業務及び収納業務を委託しており、それぞれ契約を締結している。

県営住宅の入居者の選定に当たっては、公社がまず募集を行う。これには、定期募集（年4回 4、7、10、1月）、常に募集が行われている随時募集があり、団地ごと間取りごとに募集している。また、募集に当たっては、公社ホームページに掲載するほか、募集案内を作成し、県庁2階県民センター、県土木事務所、県保健福祉事務所において周知している。

そして、申込みがある。定期募集の場合、一定期間募集を行い、応募が多い場合には抽選となる。抽選結果は申込者に通知する（条例施行規則第6条）。

その後、入居資格の審査を行い、資格を認めた申込者に対しては、入居承認通知（条例施行規則第12条）をする。これにより家賃月額を明示する。同じ部屋でも収入により家賃は異なるのであるが、家賃の決定は、毎年度知事により認定された収入（令第1条第3号に規定する収入、条例第2条第3号）に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第2条及び第16条第1項に規定する算定方法により算定した額とするのが原則である（条例第18条第1項。例外的に近傍同種の住宅の家賃となる場合がある。）。要するに応能応益という要素により判断している。

そして、入居契約書を締結する。

本債権は、このようにして発生する債権である。

オ. 時効期間

5年（法第236条）

判決等がある場合は10年（旧民法第174条の2）

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
116,248,501 円	2,388,607,227 円	2,392,554,014 円	3,259,261 円	109,042,453 円

(平成29年度の過誤納)

件数(調定)	過誤納額	対応の状況
27件	404,839円	対象者へ還付

注) 家賃を収めた後に、その月の途中で退去する場合、日割り計算になって残りを返すことになる。

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	実人員 (年度ごとの延べ人数)
昭和60年度	156,200円	11件	2人
昭和61年度	57,300円	3件	2人
昭和62年度	131,400円	6件	1人
昭和63年度	177,200円	8件	1人
平成元年度	141,000円	6件	1人
平成2年度	117,500円	5件	1人
平成4年度	131,600円	6件	2人
平成5年度	397,800円	13件	2人
平成6年度	564,600円	19件	4人
平成7年度	1,218,640円	34件	4人
平成8年度	1,891,951円	66件	10人
平成9年度	3,282,190円	119件	15人
平成10年度	5,422,772円	162件	17人
平成11年度	4,080,642円	131件	15人
平成12年度	4,217,650円	162件	22人
平成13年度	5,883,477円	197件	25人
平成14年度	7,931,235円	252件	33人
平成15年度	9,037,744円	311件	45人
平成16年度	9,817,665円	322件	47人
平成17年度	6,048,274円	228件	43人
平成18年度	4,642,384円	230件	39人
平成19年度	2,203,954円	99件	21人
平成20年度	1,789,614円	83件	18人
平成21年度	2,209,624円	99件	23人
平成22年度	2,839,280円	109件	28人
平成23年度	2,907,782円	121件	24人
平成24年度	2,157,910円	86件	17人
平成25年度	1,644,320円	77件	23人
平成26年度	585,139円	25件	14人
平成27年度	2,230,141円	101件	39人
平成28年度	3,911,655円	183件	85人
平成29年度	21,213,810円	917件	557人
合計	109,042,453円	4191件	1180人

注) 平成29年度が突出して実人員が多く、多額であるが、まだ新しい収入未済であるから収納できていないだけで、実質的な状況は例年と大きく異なる

ってはいない。ここ数年の現年度の収入未済額も平成29年度の収入未済額と同程度であった。

ウ．調定と収入未済に至る具体的事情

<調定の実施状況>

毎月初に全入居者の調定をしている。月の途中に入居する場合等は入居日に行う。

<調定・戻入の際の納期限の設定状況>

納期限は条例第24条第3項により月末に設定している。

<適時・適切に回収できない理由>

回収できない理由は後述の(4)のとおりである。

<納入通知>

納入通知の前提となる情報は県営住宅総合管理システム(以下「システム」という。)に入力されており、それを基に県で調定し、発送は公社が行う。群馬県が文書の作成を業者に依頼し、業者から公社に直接納品される。公社が封入、封緘し、システム上で対象者を確認して送付する。

公社は、納入の前提となる口座振替のデータをDVDやフロッピーディスクを使用して金融機関とやりとりしている。

納入の方法が口座振替の場合、納入通知を債務者に対して発送していない。債務者は預金口座振替納入依頼書及び複写式で記入される納入通知書送付依頼書を記入するだけである。納入通知書送付依頼書には、「私が納入すべき下記使用料については、私名義の指定預金口座から口座振替により納付いたしたく、下記事項を確約しますので、私に送付される納入通知書は、上記の金融機関あてに送付ください」と記載されている。

家賃の納入通知は行政不服審査法及び行政手続法に規定する処分に該当しないため、不服申立ての教示は不要である。

エ．不納欠損処理の状況

時効完成による不納欠損処理を行っている。債権放棄はこれまで一度もしていないとのこと。不納欠損処理の時期についての基準はない。要領により債権の消滅時効が成立したと認められるときに行うとしている。

(3) 債権(収入未済額)の管理・保全

ア．管理体制

<債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況>

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

<情報システム等による管理運用状況>

システムにより入居者管理、債権管理をしている。なお、管理業務を受託している公社もシステムを使用し業務を実施している。

< 担当者の権限分配の状況 >

収入未済が減ってきて平成25年度からは担当するのは滞納対策係の3名である。うち、2名が群馬県内を半分に分けて担当している。2名の担当の中での問題事例を係長も担当する。

さらに、顧問弁護士に訴訟・明渡し強制執行を委任したり、弁護士会・司法書士会が推薦した弁護士や司法書士に対して債権回収を委託するものもある。

なお、住宅政策課の中で係が4つあり、滞納対策係のほか、住宅管理係、住宅政策係、宅建業係がある。各係長の上に次長がいる。次長の上が課長である。次長は、課長の補佐的役割であり、決裁の仕事、業務の管理をする。債権の詳細まで把握できているのは滞納対策係の3名までである。

イ. 債務者に関する情報の収集

< 債務者について収集・保管している情報 >

個人の氏名、住所、電話番号、家族構成、所有不動産の有無（入居者資格で困窮要件があり、住む家がないという意味で入居段階での話）、勤務先、年収、保証人の有無

< 調査の方法と頻度 >

・電話番号（毎月徴収訪問している場合に、本人からの申出や本人・関係者等からの聞き取り等により都度実施している。）

・住所（連絡不通や居住実態が見られない場合に、県による住民票公用請求により都度調査。住民基本台帳法を根拠としている。退去届の提出でもわかる。公社の徴収員が訪問して聴取する。）

・所有不動産の有無（自主的な支払意思が無い高額滞納者について、居住地等により不動産所有の可能性がある場合、法務局への登記事項証明書の公用請求により調査する。）

・勤務先

・収入（本人からの聞き取り、市町村での課税台帳閲覧（公営住宅法第34条）、等により調査する。）

< 債務者との通信・面談 >

システムの特記事項情報という画面に入力している。なお、契約解除した段階から債務者ごとに書面をファイリングしている。

ウ. 消滅時効の管理状況

< 起算点・時効期間の管理状況 >

担当者が債務者ごとに最終の支払日をチェックして、毎月1回エクセルデータを更新している。この最終の支払日については、支払の伝票をシステムに記録しており、これは委託業者、口座振替実施銀行、公社の3者がしている。

分納誓約書の作成があればシステムに記録している。また、その作成がない場合でも支払意思を口頭で明示した記録を公社の徴収員が書き留めた書面である滞納整理報告書を作成して、その内容をシステムに登録している。

< 中断措置の有無・方法 >

中断措置のため分納誓約書を作成してもらう。作成してから時効は5年である。債務者と連絡がつかなければ契約解除して支払と明渡しを求める。その後支払がない場合、明渡しのための訴訟をしている。明渡しまでに8か月から12か月程度の滞納となっている。この訴訟については顧問弁護士に予算がある限り依頼している。予算がなくなると、例年3件程度は県の本人訴訟をやっている。このような流れであることから、ケースに応じて何等かの措置は採られている。

<時効完成後の対応>

不納欠損処理をしている。時効完成した公債権である本債権を繰越調定することは平成28年度まではあったが、平成29年度以降はない。これは、時効完成したとして不納欠損処理を全ての債権について行くと金額が突出してしまうので、平成28年度までは平準化して不納欠損処理していた。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア. 督促の実施状況

<実施方法・頻度>

財務規則の定めのとおり、納期限後20日以内に督促し、発行の日の翌日から10日以内を指定納期限としている。督促は前提となる情報を公社から書面で受け取って県で決裁して発送は公社が行う。書面で受け取るのは納入の情報の反映を公社が適時にして督促に反映させるためである。滞納1か月の段階でまず督促する。以後の扱いは要領に従っている。滞納2か月の段階で再督促をする（要領第6条・別表1による。）。滞納3か月の段階で明渡請求予告通知書を発送する。その後も納入を促す。月1度公社の徴収員が訪問している。それ以後の方針は、納付催告及び明渡請求をするかどうかを判断するために滞納等対策会議（要領第22条第2項）を毎週火曜日に県と公社でしている。この会議により県が管理することになる債務者は、3か月の滞納があることのほか、約束に違反する等の場合である。

この会議では1週間の徴収状況等を、公社の収納課の職員5名（ただし他の会議への出席者や窓口対応中の者を除く）、徴収員（嘱託職員）9名、県の滞納対策係員2名、社会福祉士（嘱託職員）2名が2時間程度話し合う。

その週の全訪問件数約150件を会議にかけるが、実際に論議するのは20から30件程度である。県から公社に対しては業務についての指導がある。また、県が法的措置を行うことになっても、収納業務自体は公社が行う。この会議の結果、課長が必要と認めた者（一切連絡が取れない人、支払の滞納解消計画を出さない人、あえて居留守をする人等）を対象として、県から納付催告及び明渡請求書を発送する。本人と連帯保証人とに発送している。

<延滞金等>

該当なし。

<督促状の記載>

督促状の不服申立て教示なし。

イ. 督促に応じない場合の措置

＜強制執行等の実施状況＞

債務者と和解の下話ができただけの場合は即決和解の申立てをしている。そのようにできない場合は訴訟して判決を得る。訴訟上の和解については原則として応じない（要領第14条第3項）。これは、信頼関係が破壊しているからであるとのことである。和解するならば当初から即決和解の申立てをしている。過去に訴訟上の和解をした例は多くはない程度である。もっとも、明渡し後も賃料は残る。この場合、さらに催告書を出したり訪問したりする。このような退居済みの債務者の案件を平成28年度から弁護士会・司法書士会が推薦した弁護士・司法書士に各10件程度依頼している。滞納交渉や法的措置等を行った上で、徴収不可能と判断した場合には、専門家から不納欠損が相当であるとの意見を出してもらう。専門家に依頼しない債権の場合、時効期間が経過するまで催告をし続ける。訪問も文書送付も特に定期的ではない。

年度	金額	徴収手段の内容
平成 25 年度	4,544,328円	訴訟24件、裁判上の和解2件（うち退去者1件）
	1,465,500円	即決和解11件
平成 26 年度	5,110,767円	訴訟23件（うち退去者4件）、裁判上の和解3件（うち退去者1件）
	1,590,400円	即決和解15件
平成 27 年度	5,755,828円	訴訟20件（うち退去者4件）、裁判上の和解3件（うち退去者2件）
	90,000円	即決和解1件
平成 28 年度	1,304,460円	訴訟10件（うち1件は連帯保証人と裁判上の和解）
	74,800円	内容証明による催告2件（いずれも退去者）
	12,683,996円	債務者6名に弁護士名で催告（内容証明）、債務者5名に司法書士名で催告（内容証明）
平成 29 年度	2,039,994円	訴訟12件
	783,750円	即決和解6件
	738,700円	内容証明による催告1件（退去者）
	16,090,569円	債務者11名に弁護士名で催告（内容証明）、債務者11名に司法書士名で催告（内容証明）

＜法が用意した手段の活用状況＞

破産債権の届出は債権調査型の破産手続（裁判所または破産管財人が債権者に債権調査期間内の債権届出を促し債権額の特定を行うタイプの破産手続。主に配当見込みのある案件で選択される。）であれば行うようにしている。

なお、破産事件受任弁護士や破産管財人等から通知が来た場合、債権届出書

を提出している。

＜任意的手段の活用方法＞

催告等は要領に基づいて実施している。

ウ．財産調査の実施状況

＜債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況＞

任意の預金調査をすることもあり、金融機関に照会をかけて回答してもらっている。年に2回、30件程度行っている。不動産の調査もしている。勤務先については、住所が会社の寮になっていると勤務先が分かるが、そうでないと不明である。分納が長期に渡る場合には、分納誓約書を出してもらうが、その段階で収入・支出を聞く。

＜債務者でない者への財産調査実施の有無＞

該当なし。

エ．債務者本人以外の者へのアプローチ

＜連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況＞

要領に従い、3か月の滞納をしたら一律に家賃保証契約に基づく支払請求通知書や納付催告及び明渡請求書を送っている。その後に保証人に対しても随時催告書を送付する。保証人に対する訴訟提起については、過去に主債務者が行方不明の場合に連名にして訴訟したことはある。

＜入居名義人死亡後の相続人対応の実施状況＞

公営住宅においては、入居名義人死亡後は、入居資格があり承継を希望する同居人は、入居の承継の手続がある。このときに債務の承認を求めている。承継になれば特段相続人の調査はしていない。同居人が承継を行わず、退去になる場合は戸籍を調べて催告書及び退去手続の協力依頼書を出している。個別に文書を作成して、法定相続分を計算して送っている。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア．債権回収が困難な場合の有無、困難性の判断方法

特に方針・基準はない。前述のとおり、消滅時効となるまで催告し続ける。

イ．債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

特に処理方針はない。前述のとおり、消滅時効となるまで催告し続ける。

ウ．法が用意した制度の利用状況

条例に定められた減額を行っている。群馬県内約8千世帯のうち1400程度の世帯が家賃の減額申請をしている。

なお、生活に困窮する家賃滞納者に対しては、個別に事情を確認し、該当者には家賃の減免制度を案内し、申請を促すほか、退職等の事情が確認できた場合は、収入の再認定を行い、家賃を減額更正するなどの措置を行っている。また、現在家賃を減額している入居者には、毎年度、家賃減免制度及び更新手続の案内を行い、家賃減免制度の活用を促している。減額が新たに見込まれる入居者には、公社の担当者から当該入居者に電話し、申請書を郵送するなどして同制度の利用を促している。

その他、家賃減免制度には、病気を理由としたもの、災害を理由としたものもある。徴収の猶予については、条例で定めがあるが、支払いを先送りするので、根本的な解決に繋がりにくいことから、利用実績はない。また、家賃の免除について、無収入で生活に著しく困窮している者は対象になり得るが、そうした入居者に対しては、社会福祉士による支援を行うとともに、福祉部局と連携し生活保護の受給に繋げる等、より実効性のある対応をしている。当該著しい困窮者が生活保護を受給するに至った場合には、住宅扶助費が支給されるため、結果として家賃の免除は行っていない。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

平成21年度及び平成23年度に監査対象に入っているが、特記すべきものはない。

(7) 指摘事項

ア. 【公債権として扱う施行年月日の明確化（指摘事項23）】

<結論>

県営住宅家賃についての法的性格を公債権として扱う施行年月日を明確化すべきである。

<理由>

公債権か私債権かについては、自治体によって見解が異なるところ、群馬県においては扱いが混在していた。それを平成22年度に公債権として管理する内部的意思決定をしたものの、その施行時期についての年月日が不明である。

公債権か私債権かにより時効援用の要否等につき取扱いが異なるものである。収納委託先の公社に対しては、会議で口頭でのやり取りがあったようであるが、書面で通知された記録はない。収納委託先の公社においてその取扱いに混乱がないよう書面で通知すべきである。

イ. 【要領の適正な実施（指摘事項24）】

<結論>

①要領のとおり実施していない部分については、要領のとおり実施するか、要領を改正すべきであれば改正すべきである。

②改正された要領のとおり書式となっていない書面を改正された書面に直すべきである。

<理由>

①要領第6条第2項で法的措置をとるための要件の一つである「別に定める条件」について、附則において年度ごとに課長が定めるものとしているが、平成23年度に定めたのみであり、以後何ら定めていない。毎年定めていないとのことであるが、要領のとおり定めることとするか、定めないのであれば要領を改正して定めない体裁とすべきである。

②平成30年度に作成された要領における別記様式第15号「滞納等に対する催告及び徴収状況報告書」について、要領を改正する以前の様式のままであった。また、他にも改正以前の様式のまものものがある可能性があることから、

これを機に改正された書式とするよう指導すべきである。

ウ.【契約の文言の削除（指摘事項 2 5）】

＜結論＞

契約書における不要な文言を削除すべきである。

＜理由＞

「県営住宅に係る家賃収納及び滞納督促業務委託契約書」第 8 条の項目名に列挙された「業務責任者」の文言は本文で言及されていない。使用されていない文言であることから削除すべきである。

エ.【訴訟上の和解の検討（指摘事項 2 6）】

＜結論＞

訴訟上の和解に原則応じないとの要領の定めを改めるべきである。

＜理由＞

訴訟上の和解については原則として応じない（要領第 1 4 条第 2 項）。これは、信頼関係が破壊しているからであるとのことである。例外的に課長が認めた場合は応じることができることとしている。この定めにより過去に和解した例はなくはない程度である。

訴訟上の和解をせずに判決を得た後、自主的に退居しなければ、強制執行の申立てをして、引っ越し業者等の手配をすることになる。こうした強制執行には一定の金額の負担を要するものである。

訴訟上の和解をすることで、分納による入居者の居住継続と自立に向けた生活再建が図られる余地があること、その場合に強制執行が不要になることに鑑みれば、訴訟上の和解も検討することが望ましい。

訴訟上の和解をした場合でも、和解条項に違反して入居者が退去しないこともあり得るが、その場合には、和解調書を債務名義として明渡しの強制執行をすればよいのである。

これは裁判所から提案があった和解案を無条件に受け入れることを求めるものではなく、応じられない内容であれば和解しなければよいものであるし、県が応じてよい条件を提案するなどしてもよいものである。訴訟上の和解を要領において一律、原則和解に原則として応じないとする自体、訴訟上の和解による解決を狭めているものである。要領の定めを改めて、原則として応じないとの内容を改めるべきである。

(8) 意見

ア.【文書の保管（意見 8 5）】

＜結論＞

文書の検索がしやすいよう適正に保管すべきである。

＜理由＞

県営住宅家賃については、債務者の数も多く、金額も多く、債務者だけでなく保証人も 2 人いるなど、大量の文書を扱うことになる。そのため債権管理のための文書のファイリングは効率的な債権回収のために必要である。文書がバ

ラバラにならないよう文書に穴をあけられるものであれば穴をあけてファイリングしたり、目的とする書面を効率的に探すことができるようにインデックスをつけたりして、求めている文書の検索がしやすくなるよう工夫する必要がある。

イ.【保証人に対する請求の検討（意見 86）】

<結論>

保証人に対する訴訟提起を検討すべきである。

<理由>

保証人に対する訴訟提起については、過去に主債務者が行方不明の場合に連名にして訴訟したことがあるが、あまり行われていない。

一般論として、債務者に対して訴訟提起して判決を得ても支払がない場合に、次に保証人に対して訴訟提起するとなれば時間、費用、労力をさらに要することになる。債務者に対してと同時に保証人に対しても訴訟提起するのが効率的である。事例によっては、資力ある保証人がいるにもかかわらず何ら法的措置を採っていないものがあった。また、2人いる保証人のうち1人にしか請求していない事例もあった。

これらの事例が示すように、保証人からの回収の見込みも想定できる事例も出てくるのであるから、保証人に対する訴訟提起を検討すべきである。